

新	旧
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p> <p>（第 1 条～第 4 条 省略）</p> <p>第 5 条 （口座の開設）</p> <p>1 お客様は、本約款に定める店頭外国為替証拠金取引を行うことを目的として、当社所定の「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款」及び「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）説明書（契約締結前交付書面）」、その他当社の定める規則等に同意の上、取引時確認の手続等、当社所定の手続により店頭外国為替証拠金取引口座（以下、「本口座」といいます。）の開設の申込を行うものとします。申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>≪個人のお客様の場合≫</p> <p>((1) ～ (2) 省略)</p> <p>(3) 日本国内に居住する満 <u>18</u> 歳以上 <u>(高校生を除く)</u> 75 歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>((4) ～ (7) 省略)</p> <p>(8) 適宜、当社ホームページ、<u>取引ツール上</u>に掲載しているお知らせ、<u>及び電子メールによる通知</u>をご確認頂けること。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款</p> <p>（第 1 条～第 4 条 省略）</p> <p>第 5 条 （口座の開設）</p> <p>1 お客様は、本約款に定める店頭外国為替証拠金取引を行うことを目的として、当社所定の「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）約款」及び「店頭外国為替証拠金取引（DMM FX）説明書（契約締結前交付書面）」、その他当社の定める規則等に同意の上、取引時確認の手続等、当社所定の手続により店頭外国為替証拠金取引口座（以下、「本口座」といいます。）の開設の申込を行うものとします。申込にあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>≪個人のお客様の場合≫</p> <p>((1) ～ (2) 省略)</p> <p>(3) 日本国内に居住する満 <u>20</u> 歳以上 75 歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>((4) ～ (7) 省略)</p> <p>(8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。</p> <p>(以下、省略)</p>

<p> ≪法人のお客様の場合≫ ((1) ~ (7) 省略) </p> <p> (8) 適宜、当社ホームページ、<u>取引ツール上</u>に掲載しているお知らせ、<u>及び電子メールによる通知</u>をご確認頂けること。 </p> <p> (以下、省略) </p> <p> <取引担当者基準> ○日本国内に居住する満 <u>18</u> 歳以上 <u>(高校生を除く)</u> 満 75 歳未満の行為能力を有する個人であること。 </p> <p> (以下、省略) </p> <p style="text-align: center;"> <u>令和 4 年 4 月 2 日 改訂</u> </p>	<p> ≪法人のお客様の場合≫ ((1) ~ (7) 省略) </p> <p> (8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。 </p> <p> (以下、省略) </p> <p> <取引担当者基準> ○日本国内に居住する満 <u>20</u> 歳以上満 75 歳未満の行為能力を有する個人であること。 </p> <p> (以下、省略) </p>
--	---